

令和2年(2020年)4月27日

真庭市内小学校

保護者の皆さま

臨時休業期間中の児童の生活安全のための緊急一時預かり等について

真庭市教育委員会

4月29日から、人の移動拡大が危惧される時期の感染症防止のため、市内全小中学校を臨時休業し、児童の皆さんは家庭で過ごすことになりました。

今回の臨時休業中に、どうしてもやむを得ない家庭の事情により自宅等で子どものみで過ごすことになり、生活の安全を確保できない児童のため、所属している小学校で緊急一時預かりを実施します。

感染症拡大防止のための臨時休業のため、本来児童は自宅待機となります。児童の健康のために基本的には自宅で過ごしていただくようお願いします。

●学校での緊急一時預かりについて

1 対象児童

下記のいずれかに該当する児童の内、校長が認めるもの

- ① 小学1及び2年生で、家庭の事情等により一時預かりの必要がある児童
 - ② 生活の安全確保に特別な支援が必要だと校長が認める児童
- ただし、該当する児童をすべて受け入れるわけではありません。

2 実施校 真庭市内のすべての小学校

※ 詳しくは、学校にお問い合わせください。

3 実施について

- ① 預かり時間 8：30 ～ 15：00（土日祝日を除く）
- ② 送迎 保護者の責任で送迎してください。
- ③ 昼食等 弁当と飲み物を持ってきてください。
- ④ 学習等 学習の内容については家庭で計画をたててください。
- ⑤ その他 この預かりでの感染に不安がある場合は利用しないでください。
登校前、帰宅後に必ず家庭で検温してください。
発熱等風邪症状がある場合には、お預かりできません。
学習支援を目的としたものではありません。

4 申し込みについて

各学校に、利用する前日までに申込用紙を提出してください。原則として、利用当日の申し込みはできません。

5 学校では、感染症対策として以下のことを行います。

- ① 来校時のアルコール消毒を徹底します。
- ② 咳エチケットや手洗い、うがいを徹底します。
- ③ 登校時に健康状態を把握します。
- ④ 室内換気を十分に行います。
- ⑤ 食事の際の消毒等を実施します。

今回の臨時休業が感染症拡大防止のためのものであることと、この対応が児童の生活の安全確保であることの趣旨を十分にご理解ください。

状況が変わることがあれば、各小学校から保護者の方に連絡します。

このお知らせについての問い合わせ先

真庭市教育委員会学校教育課 担当 橋本 TEL (0867)42-1087 FAX (0867)42-1416
--